

## 障害者の権利等を保護・促進するための取組について 条例関係

都道府県市名	事 項	内 容
北海道	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例	障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの推進を目的として制定。
青森県	-	-
岩手県	「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定	障がいについての理解の促進と障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関して、基本理念や県等の責務、役割等を定めた条例を平成22年12月に制定、平成23年7月1日から施行
宮城県	-	-
秋田県	-	-
山形県	-	-
福島県	-	-
茨城県	障害を理由とする差別をなくす条例を制定	「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が本年3月に成立し、平成27年4月の施行に向けて、差別に関する相談体制の整備などの準備を進めている。
栃木県	-	-
群馬県	-	-
埼玉県	-	-
千葉県	障害を理由とする差別をなくす条例を制定	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定(平成19年7月1日より施行)
東京都	-	-
神奈川県	-	-
新潟県	-	-
富山県	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	自民党県議会議員で構成されるプロジェクトチームにおいて条例案を作成。平成26年11月県議会定例会において成立。平成28年4月施行予定。
石川県	-	-
福井県	-	-

都道府県市名	事 項	内 容
山梨県	山梨県障害者幸住条例の改正	山梨県障害者幸住条例を、障害を理由とする差別解消等の観点から改正する。(本年6月より検討会を立ち上げ、検討を進めている。)
長野県	障害を理由とする差別をなくし、共生社会の実現を目指す仕組みづくり	障がい理由とする差別等をなくし、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会を実現するため、条例制定を含めた仕組みづくりを検討(平成23年7月に研究会を立ち上げ、計10回の研究会を開催。研究会報告書は平成24年11月22日に知事へ提出)。 差別に関する紛争を解決するための体制整備に関して、差別解消法の国の基本方針等を踏まえつつ、知事の附属機関を設置する条例について検討する。
岐阜県	-	-
静岡県	-	-
愛知県	-	-
三重県	-	-
滋賀県	-	-
京都府	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例	障害のある人もない人も、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目指し、その取組を進めていく上での基本的な考え方を定めた条例を制定した。今後、平成27年4月1日の全面施行に向け、解説書(ガイドライン)の作成や周知啓発事業を実施する。
大阪府	大阪府人権尊重の社会づくり条例	すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するために、府の責務を明らかにするとともに、人権施策(人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策)を総合的に推進するための基本となる事項(基本方針)を策定することを義務付けている。(平成10年10月30日大阪府条例第42号) <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/measure/jinken_index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/measure/jinken_index.html</a>
大阪府	大阪府人権施策推進基本方針	大阪府人権尊重の社会づくり条例に基づき、人権施策を総合的に推進するための全体的な方向性を定めたもので、「一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現」と「誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造」という「基礎理念」、人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に「人権施策の基本方向」等を定めている。(平成13年3月策定) <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/measure/kihonhousin.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/measure/kihonhousin.html</a>
兵庫県	-	-
奈良県	条例の制定を視野に入れた検討	障害のある人に対する障害を理由とした不利益な取扱いや合理的配慮の不提供の解消と、障害のある人についての理解を深めるための普及啓発等について、規定する条例制定の検討を進める。

都道府県市名	事 項	内 容
和歌山県	-	-
鳥取県	-	-
島根県	-	-
岡山県	-	-
広島県	-	-
山口県	-	-
徳島県	障がい者の権利擁護のための条例制定を視野に調査研究	平成26年5月9日より「徳島県障がい者の権利擁護のための検討委員会」を立ち上げ、障がいを理由とする差別の解消や障がい者の権利擁護に関して、意見・提言を聴取。
香川県	-	-
愛媛県	-	-
高知県	-	-
福岡県	-	-
佐賀県	-	-
長崎県	「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を制定	議員提案により平成25年5月22日に制定、平成25年5月31日公布・一部施行、平成26年4月1日全面施行。
熊本県	「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」制定	平成23年7月1日制定・一部施行、平成24年4月1日全面施行
大分県	障がい者の差別解消を図るための条例制定	現在、県において条例制定に向けた検討作業を進めている。
宮崎県	-	-
鹿児島県	障害を理由とする差別の解消のための条例を制定	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例を制定(平成26年10月1日より施行)
沖縄県	「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を制定	障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現に寄与するため、その基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の禁止等を定め、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に推進する条例を制定(平成26年4月1日より施行)
札幌市	-	-
仙台市	障害を理由とする差別の解消を推進するための条例を制定(検討)	平成28年4月の条例施行を目指し、本年6月より障害者施策推進協議会にて検討開始。検討に資するため、差別事例等の収集、障害関係団体との意見交換会、ワークショップ、シンポジウム等を実施している。

都道府県市名	事 項	内 容
さいたま市	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例を制定	障害者に対する差別及び虐待を禁止するとともに、障害者が地域で生活するために必要な市の施策の方向性を定める内容の条例を制定した(平成23年3月4日制定、平成23年4月1日一部施行、平成24年4月1日全部施行) <a href="http://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/index.html">http://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/index.html</a>
千葉市	-	-
横浜市	横浜市後見的支援を要する障害者支援条例	障害者に対する支援のうち特に後見的支援を要する障害者に対する支援に関し、横浜市(以下「市」という。)及び市民の責務を明らかにするとともに、市が行う施策の基本的事項を定めることにより、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進し、もって障害者及びその養護に当たる親等の安心を実現することを目的とする条例(平成14年7月1日より施行)
川崎市	-	-
相模原市	-	-
新潟市	(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会の開催	「(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例」の制定に向け、H25.6より月一回、条例検討会を開催している。
静岡市	-	-
浜松市	-	-
名古屋市	-	-
京都市	-	-
大阪市	-	-
堺市	-	-
神戸市	障害者差別に関する条例の制定(検討)	障害者基本法の改正、障害者差別解消法の公布を受け、市民等を対象とした障害の定義や合理的配慮に関する啓発方法や、障害者差別に関する条例について、神戸市障害者施策推進協議会の分科会で検討している。
広島市	未	
福岡市	障害者差別解消法関連条例	条例制定については未定であるが、障がい者団体等が組織した「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会」により、条例制定の要望あり。
熊本市	-	-

## 障害者の権利等を保護・促進するための取組について 条例以外の取組

都道府県市名	事 項	内 容
北海道	-	-
青森県	-	-
岩手県	-	-
宮城県	障害者110番運営事業	障害者(身体・知的・精神)の権利擁護に関する電話相談等の窓口を設置 設置場所:宮城県障害者福祉センター(仙台市宮城野区幸町4-6-2)電話番号022(296)5053
宮城県	宮城県障害者権利擁護センター運営事業	障害者虐待に係る通報等に対応するとともに、障害者及び養護者の支援等を実施 設置場所:宮城県社会福祉士会(仙台市青葉区三条町10-19)電話番号022(727)6101
秋田県	-	-
山形県	-	-
福島県	-	-
茨城県	-	-
栃木県	-	-
群馬県	障害者110番	常設の相談窓口で、専門の相談員が障害者の人権擁護、財産保護や日常生活等の各種相談に応じる。
埼玉県	-	-
千葉県	障害者の権利擁護のための専門部会	「千葉県総合支援協議会権利擁護専門部会」を平成21年4月に設置し、地域における障害者の権利擁護の仕組みづくりに向けた課題及び取組の方向性並びに新たな事業等について検討。
千葉県	条例に基づく相談活動の実施状況報告書	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく相談活動の実施状況報告書を作成し、関係機関に配布すると共に県のHPで公表。
東京都	-	-
神奈川県	-	-
新潟県	-	-
富山県	-	-
石川県	-	-
福井県	-	-

都道府県市名	事 項	内 容
山梨県	-	-
長野県	-	-
岐阜県	特別支援学校・学級インクルーシブ教育システム構築事業	特別支援学校と小・中・高等学校、地域との交流及び共同学習などにより、若年のうちから障がい者に対する正しい理解と意識を醸成する
静岡県	-	-
愛知県	-	-
三重県	-	-
滋賀県	-	-
京都府	-	-
大阪府	「障がい者に対する配慮や工夫」の事例募集	府民における「合理的配慮」の実践の一助とするため、様々な場面で行われている障がい者に対する配慮や工夫の事例や、障がい者が「あったらいいな」と思う配慮や工夫を募集して取りまとめ、これを広く周知している。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/go-hai/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/go-hai/index.html</a>
兵庫県	-	-
奈良県	警察学校入校中の新任警察官に対する、障害者への理解を深める教養 (警察本部)	・警察学校の授業において、新任警察官に対する手話講座を実施(80分授業、1ヶ月に2時限、部外講師派遣) ・県立奈良東養護学校の学生との体験交流学習を実施(年2回) ・警察学校の授業において、知的障害に関する講話を聴講(80分授業、本年10月24日実施予定、一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会から講師派遣)
和歌山県	-	-
鳥取県	-	-
島根県	-	-
岡山県	-	-
広島県	-	-
山口県	-	-
徳島県	-	-
香川県	-	-
愛媛県	-	-
高知県	-	-
福岡県	福岡県人権教育・啓発基本指針の策定	平成15年に策定した「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、障害のある人たちの人権が尊重されるよう、偏見や差別意識の解消に向けた県民啓発に取り組んでいる。

都道府県市名	事 項	内 容
福岡県	人権啓発リーフレットの作成	人権問題を考える参考としてもらうため、本県で発生した障害者虐待事件を含む人権侵害の実例を紹介した人権啓発リーフレットを作成し、県のホームページに掲載している。
佐賀県	-	-
長崎県	-	-
熊本県	条例に基づく相談活動の実施状況報告書	条例に基づく相談活動の実施状況報告書を作成し、県のHP等で公表
大分県	-	-
宮崎県	-	-
鹿児島県	-	-
沖縄県	障害のある人に対する差別と思われる事例集	障害を理由とする差別と思われる事例集を作成し、ホームページにて公開
沖縄県	こころのバリアフリーガイド等の掲載	公益財団法人共用品推進機構の制作協力・監修のもと発行した「こころのバリアフリーガイド」等を再構成した内容を配布、ホームページにて公開
札幌市	-	-
仙台市	-	-
さいたま市	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例簡明版冊子の作成・配布	障害者に対する差別及び虐待を禁止する「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」の簡明版冊子を作成し、市内の全市立小学校に配布した。
さいたま市	さいたま市障害者相談支援指針の作成・配布	障害者の差別及び虐待事案に対応する支援者向けの実務指針である「さいたま市障害者相談支援指針」を作成し、各関係機関に配布した。
千葉市	-	-
横浜市	-	-
川崎市	川崎市障害福祉施設等苦情解決支援事業	社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)の施行に伴い、社会福祉法第82条の規定により、社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないとされたことを受け、川崎市内の障害者福祉施設等が、共同で苦情解決へ取り組み、その質の向上と障害者の権利擁護を行うことを支援することを目的とする。
相模原市	-	-
新潟市	-	-
静岡市	-	-
浜松市	-	-

都道府県市名	事 項	内 容
名古屋市	-	-
京都市	-	-
大阪市	-	-
堺市	-	-
神戸市	-	-
広島市	職員研修の実施	市職員に対して、障害者の権利等を保護・促進するための研修を実施。
	市関連イベントでの啓発	フラワーフェスティバルなどの市関連イベントにおいて、障害者差別解消法の啓発リーフレットを配布。
	市内企業に対する啓発	障害者雇用が義務付けられている企業に対して、障害者差別解消法の啓発リーフレットを送付。
福岡市	-	-
熊本市	-	-